平成２７年（フ）第２４５号
沖縄県中頭郡西原町字内間443番地　（県営内間団地２棟201号）
債務者　神山　孝子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２４６号
沖縄県中頭郡西原町字内間443番地　（県営内間団地２棟201号）
債務者　神山　　覚
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２５２号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目127番地　石嶺市営住宅Ａ６―809
債務者　川満　順子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第７４３号
さいたま市見沼区大字風渡野23番地16
債務者　皆川とも江
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７７６号
さいたま市見沼区東大宮７丁目29番地16　アイランドコーポ101、旧住所さいたま市見沼区大字蓮沼317番地１　アグレアーブル102
債務者　矢崎　麻由
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８２４号
埼玉県蓮田市大字閏戸4026番地298
債務者　休場　有希
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８３７号
埼玉県加須市旗井294―１　サニーガーデン１号館102号室、住民票上の住所千葉市若葉区千城台東３丁目16番３棟402号
債務者　鈴木　政博
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８３９号
埼玉県白岡市千駄野1120番地３　シティハイム千駄野Ａ―202
債務者　岩崎　義哉
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８６４号
さいたま市南区南浦和２丁目33番２号　久保井荘203号
債務者　吉岡　正人
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３３０号
埼玉県春日部市備後東３丁目19番31号
債務者　佐藤麻佐美
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３３７号
埼玉県八潮市中央３丁目30番地11　ジョリメゾン中央205号
債務者　大越八重子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３４２号
埼玉県草加市手代町304番地１　アルドーレ・カーサ203号
債務者　山田　高裕
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３３０号
千葉市緑区高田町2381番地２　介護老人保健施設　葵の園・緑区、住民票上の住所千葉県市川市欠真間２丁目26番２号　（第１矢島コーポ101号）
債務者　大塚　　勝
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４０６号
千葉市若葉区高根町953番地２
債務者　五井　悦子（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６４号
千葉県山武市和田350番地８
債務者　矢光正太郎
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第７３号
千葉県銚子市外川町２丁目11009番地の３
債務者　榊原　健司
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第７９号
千葉県大網白里市細草1559番地７
債務者　山口　　建
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係